

調達要求番号：28CV1AV0011

陸上自衛隊仕様書			
物品番号			仕様書番号
10Tコンピテスター修理	8後支連-V0004		
	作成	令和4年11月29日	
	変更		
	作成部隊等名	第8後方支援連隊	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、第8後方支援連隊第1整備大隊火器車両整備中隊において外注整備する10Tコンピテスターの修理について適用する。

1.2 要修理品の種類

型 式
IM2589

1.3 修理部位（不良箇所）

不 良 箇 所
作動不良

1.4 用語の定義

この仕様書に用いる用語の定義は、つぎに定めるとおりとする。

1.4.1 整備

指定された基準に基づき、使用可能で良好な状態に回復するために欠陥を是正する全ての仕様を総称する。

1.4.2 修理

指定された修理基準に基づき欠陥を是正し、使用可能な状態に回復することをいい通常、点検、調整、溶接、板金、びょう締め、補強等を含む。

1.4.3 交換

不良部品等を使用可能な部品等と交換することで当該部品の脱着及び必要な調整完了までの作業をいう。

1.4.4 点検

不良箇所について物理的、機械的、電気的性能を良否の判定することをいう。

1.4.5 脱着

修理に直接関係はないが、工程上又は過程上、取外し、取付けを要することをいう。

2 整備に関する要求

2.1 整備の種類

修理、交換、点検及び脱着

2.2 修理基準

修理基準は、当該製造会社の修理基準によるものとする。

2.3 整備実施場所

官側の施設において実施する。

2.4 部品及び副資材

官給しない。

2.5 使用済み部品の処置

確認後契約相手方が処分

2.6 外観

外観は、修理部位において、錆、腐食及びその他の有害な欠陥がないこと。

2.7 性能

性能は、2.2の修理基準に適合しなければならない。

3 品質保証

3.1 試験の方法

試験方法は、当該製造会社の修理基準によるものとする。

3.2 試験機器及び設備等

試験に必要な機器及び設備については、契約相手方が準備するものとする。

3.3 入場検査

契約相手方に引き渡す際、外観、数量、付属品等について点検、確認する。

3.4 監督

監督は実施しない。この仕様書に示した交換部品以外の部品等の交換が発生した場合は、契約担当官に申し出て指示を受けるものとする。

3.5 完成検査

整備終了後、この仕様書に示した修理部位について、現物確認により行う。

3.6 受領検査

納入時、外観、数量、付属品について行う。

4 その他の指示

4.1 不良箇所の損傷等

当該不良箇所にかかわらず作業中の損傷等は、契約相手方がその責を負うものとする。

4.2 保証

修理箇所（交換部品）の保証は、通常の使用で受領検査合格の日から1ヶ月とする。

4.3 その他

この仕様書に疑義を生じた場合は、契約担当官等の指示をうけるものとする。

4.4 駐屯地への立入り

契約の相手方の駐屯地への立入りについては、当該駐屯地の定めるところによる。